

基安化発 0606 第3号
令和 4年 6月 6日

公益社団法人日本保安用品協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契 印 省 略)

フィットテスト測定機器購入補助金の実施に係る周知について(協力要請)

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、金属アーク溶接等の作業で発生する溶接ヒュームは、国際がん研究機関(IARC)により発がん性が指摘されるとともに、神経機能障害が多数報告されていることから、令和2年4月の特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)等の改正により、特定化学物質として規制されるとともに、屋内で継続的に行われる金属アーク溶接作業については、溶接ヒュームのばく露測定、測定結果に応じた呼吸用保護具の使用等が順次義務付けられており、令和5年4月1日から呼吸用保護具の装着の定期的な確認(以下「フィットテスト」という。)の実施が義務付けられます。

また、本年公布された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号)において、作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置としてフィットテストの実施が令和6年4月1日から義務付けられることとなりました。

今般、これら改正省令の経過措置期間中において、中小企業からフィットテストの委託を受けることが見込まれる作業環境測定機関及び特殊健康診断実施機関が行うフィットテスト測定機器購入を支援し、もって、中小企業におけるフィットテスト実施体制を整備することを目的として、別添のとおり、フィットテスト測定機器購入に要する費用の一部を補助する「フィットテスト測定機器購入補助金」(補助事業者:公益社団法人全国労働衛生団体連合会)を実施いたします。

つきましては、中小企業等において呼吸用保護具を必要とする作業を行う際にはフィットテストが普及されますよう、ホームページでの周知等貴団体会員各位への周知につきまして、御協力の程お願い申し上げます。

フィットテスト測定機器購入補助金のご案内

特定化学物質障害予防規則が改正され、令和5年4月から、屋内で金属アーク溶接等作業を行う事業者は、労働者の使用する呼吸用保護具に関して、1年以内ごとに1回フィットテストを行うことが義務付けられます。その実施環境を整備するため、フィットテスト測定機器を購入する経費の一部を支援する「**フィットテスト測定機器購入補助金**」が厚生労働省から交付されます。この機会にぜひご活用ください。

補助を受けることができる機関

次の(1)～(3)すべてに該当する労働衛生機関が対象です。

都道府県を別とする労働衛生機関の支部等は独立して交付の対象となります。

(1) 3年以上業務を受託している次のいずれかの機関

①作業環境測定機関

②特殊健康診断実施機関

* いずれも、特定の関係企業・協カグループ会社等のみを対象として実施している機関は除きます。

(2) 金属アーク溶接等作業を行う事業者からの求めに応じてフィットテスト測定を行う予定があること

(3) フィットテスト実施者に対する基本教育* 修了者が1名以上いること

* 「フィットテスト実施者に対する教育実施要領」(令和3年4月6日付け厚生労働省通達)に基づく研修

補助の対象となる経費及び補助金の算定方法

次の(1)と(2)の額を比較して少ない方の額

(1) フィットテスト測定機器購入費の1/2

* 以下のものは補助の対象となる経費から除いてください。

- オプション経費 (別売品、チューブ、マスクアダプター、消耗品、保証サービス、校正、送料等)
- 消費税

(2) 50万円

購入補助を受けることができるのは、1事業場(支部等)につき1台のみです。

補助金公募期間

第1期公募 令和4年8月1日～9月30日(必着) 補助金の予定枠 8,000万円

第2期公募 令和4年11月1日～12月31日(必着) 補助金の予定枠 2,000万円

* 審査委員会において審査し、補助金交付対象者を決定します。

* 第1期で対象とならなかった場合は、第2期に再申請できます。

注意

- 1 この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、厳格な運用が求められます。補助金の交付規程をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。
- 2 この補助金によって購入したフィットテスト測定機器は適切に管理することが求められます。

申請手続きの流れ

① 募集期間内に、郵送等により申請	購入費用の見積りを行った上、補助金交付申請書を全衛連ホームページからダウンロードし必要な添付書類を作成し、郵送申請してください
② 審査	事業場所在地や作業環境測定または特殊健康診断を実施した事業場数等を勘案し、審査します
③ 交付決定（不交付決定）	②の審査結果を基に交付決定通知（不交付決定通知）を発送します
④ 機器購入	交付決定通知が届いた後機器を購入してください 通知が届く前に購入した場合、補助金は交付されません
⑤ 購入報告及び補助金請求書を提出	購入報告及び補助金請求書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し郵送申請してください。必要書類は 令和5年2月28日（火）までに申請窓口 に到着するようご提出ください。この期日を過ぎて到着したものには補助金をお支払いできません。
⑥ 補助金の交付	指定の口座に補助金が振り込まれます

交付申請に必要な書類

*** 全衛連ホームページからダウンロードし必要な書類を作成し、郵送申請をしてください**

- 1 フィットテスト測定機器購入補助金交付申請書（様式1）
- 2 事業場概要（別紙1）
- 3 フィットテスト測定実施計画（別紙2）
- 4 確認書（別紙3）
- 5 購入費用の見積もり

* 内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合があります。

購入報告及び補助金請求に必要な書類

*** 全衛連ホームページからダウンロードし必要な書類を作成し、郵送申請をしてください**

- 1 購入報告及び補助金請求書（様式4）
- 2 納品書（写）及び請求書（写）
- 3 銀行取引明細書（振込証明書）（写）又は領収書（写）

申請窓口・相談窓口

全衛連（補助金交付事務代行業者）

申請書提出先 〒108-0014 東京都港区芝4-11-5 田町ハラボル5階
（公社）全国労働衛生団体連合会 フィットテスト測定機器購入補助金 宛
（郵便事故防止のため、レターパックなどで郵送することをお勧めします）

申請書類等の入手 (<https://www.zeneiren.or.jp/fittest/index.html>)

相談等 Tel : 03-6453-9969（平日 午前10時～午後5時）

メールアドレス : hojokin@zeneiren.or.jp

全衛連では、補助金申請に関する各種相談にも対応しています。お気軽にご相談ください。